

第5期 雄武町総合計画 後期実施計画書 兼 事務事業評価調書

様式1

No. 06010010

政策目標	2	ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～	会計区分	1	一般会計	【全体計画内容】※後期実施計画期間外の計画期間を有する場合のみ記載
基本施策	7	高齢者支援の充実	事業優先度	B		
単位施策	1	地域包括ケアの推進	政策事務分類	2	単独自治事務(個別計画)	
事業名	居宅介護支援運営事業		見直し年度			
事業期間	平成25年度～平成29年度		担当課	6	地域包括支援センター	
事業主体	雄武町		関係課	5	保健福祉課	
事業指標	サービス計画作成数			#N/A		
事業目標	延べ3000件		ハード/ソフト 事業区分	2	ソフト事業	
住民参加 住民協働	有	介護予防、自立支援に向けた努力義務	関係例規・法令名	有	介護保険法	
			関係個別計画名	有	介護保険事業計画	

全 体 計 画		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事 業 内 容		事 業 内 容	事 業 内 容	事 業 内 容	事 業 内 容	事 業 内 容
計 画 内 容	居宅介護サービス計画作成	居宅介護サービス計画作成	居宅介護サービス計画作成	居宅介護サービス計画作成	居宅介護サービス計画作成	居宅介護サービス計画作成
	要介護認定者に対し居宅サービス計画作成、介護サービス利用に係る相談、事業所との連絡調整(介護報酬収入)		活動用車両車検(3回目)・冬タイヤ購入		活動用車両車検(4回目) 介護保険法改正に伴うシステム等諸費	活動用車両夏・冬タイヤ購入
計 画 事 業 費	事業費(千円)	5,562	1,662	1,000	800	1,100
	財源内訳					
	国庫支出金	0				
	道支出金	0				
	地方債	0				
その他一般財源	5,562	1,662	1,000	800	1,100	
実 績 事 業 費	事業費(千円)	2,027	1,450	577	0	0
	財源内訳					
	国庫支出金	0				
	道支出金	0				
	地方債	0				
その他一般財源	2,027	1,450	577			
関 連 事 項	特定財源の名称 介護報酬収入	【評価・実績】	(実施内容等) 計画作成数656件/年 昨年よりも100件程度増加した計画作成を行うことができた。今後も介護認定者の推移と合わせて計画作成を行う ※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) 計画作成数715件/年 高齢化率の増加及び要支援認定からの移行により、要介護認定者が増加したことに伴い計画作成数も増となった。 ※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) ※事務事業評価結果	(実施内容等) ※事務事業評価結果
	前期計画からの継続(継続有り)	年度目標値	計画作成600件	計画作成600件	計画作成600件	計画作成600件
	第6期計画への継続(継続有り)	年度達成率	87%	58%	0%	0%
		全体達成率	26%	36%	36%	36%
		事業進捗状況	☆☆☆☆	☆☆☆☆		

事業名	居宅介護支援運営事業	評価者	管理職 職氏名	地域包括支援センター長	豊田 通敏
		評価者	作成者 職氏名	在宅支援係長	佐々木 希美枝

様式1
平成26年度実施
平成27年度評価

■事務事業の目的・内容(Plan・Do)

【誰、何が(対象)】	要介護認定者及びその家族		望ましい指標(目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標) 指標(指標計算式/解説) ① 要介護者が居宅サービス計画に則ってサービスを利用することで在宅生活を継続することが可能となることから計画作成数の増を指標とする。 ②	居宅サービス計画作成数の増		
【抱える課題やニーズは】	加齢や病気・障がい等を原因として、在宅介護や地域生活において支援を要する状態となる。			目標年度	平成26年度	
【どのような状態になることを目指したのか(意図)】	介護の重度化の防止と生活の質の向上が図られる。			目標値	600件	
【その結果、どのような成果を実現したいか】 ※成果=目的	重度化の防止と生活の質が保持された高齢期を過ごす町民が増える。			実績値	715件	
			達成度	119.2%		
			目標年度	平成26年度		
			目標値			
			実績値			
			達成度	#DIV/0!%		
【内容(どのような手段で何を行ったか)】	要介護認定者に対する居宅サービス計画の作成(居宅介護支援)	要介護認定者が在宅で介護サービス等を利用して、地域において希望する生活を送ることができるよう支援するための居宅サービス計画を作成する。				
	関係機関連絡	居宅サービス計画作成にあたり、適切にサービスを利用できるよう要介護者等に関わる医療・福祉・保健サービス関係者等と支援に対する連絡調整を行う。				
	サービス担当者会議	要介護認定者・家族・各サービス担当者が参集し、居宅サービス計画原案で提示した生活上の課題や課題解決の目標・サービス実施内容等について検討し、役割分担などの調整を図る。合わせて定期的に生活状況やサービス実施状況等の経過を把握し計画の見直し等を行なう。				

■事務事業の評価(Check)

(1)事務事業の必要性(町民ニーズ、社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事業を実施しない場合の支障、既存事業との機能重複や見直しによる対応可能性)

必要	<input checked="" type="checkbox"/>	義務的なもの	介護保険法に基づく介護サービス利用には、居宅サービス計画作成が必須であるが、町内で居宅サービス計画を作成する事業所がなく、町民が介護サービスを利用するためには必須な事業である。
必要/概ね必要/課題あり		全部	
		一部	

(2)事務事業の有効性(期待する効果が得られたか)

有効	設定した目標値の達成状況	町内に居住し居宅サービスを利用する要介護認定者の居宅サービス計画は全件作成し安心して地域生活が継続できるよう支援することができた。また、町外から委託を受けて、町内で居住する町外者の計画を作成し、本町での生活支援に寄与した。
有効/概ね有効/課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 達成	
	<input type="checkbox"/> ほぼ達成	
	<input type="checkbox"/> 下回る	

(3)事務事業の効率性(コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか)

効率的	判断の理由	居宅サービス計画作成に対する介護報酬を財源として、居宅介護支援事業所を運営している。事業運営にあたり事務経費等の削減に努めた。
効率的/概ね効率的/課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費抑制	
	<input type="checkbox"/> 人員削減	
	<input type="checkbox"/> 時間短縮・作業軽減	
	<input type="checkbox"/> その他	

(4)事務事業の公平性

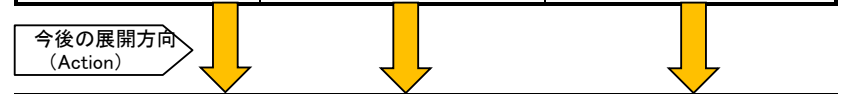
公平	判断の理由	居宅サービス計画は全額保険給付となるサービスのため利用者からの負担はないが、介護サービス利用者には適期に公平にサービスを提供した。
公平/概ね公平/公平でない	<input type="checkbox"/> 受益者負担がある	
	<input type="checkbox"/> 受益者負担がない	
	<input type="checkbox"/> 受益が一部に偏る	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	

■その他特記事項(アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)

■総合評価【A~D】

- A:計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当 等
- B:ほぼ計画どおりに進んでいるが目標を達成していない。事業の進め方に改善が必要 等
- C:当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要 等
- D:事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要 等

自己評価(一次評価)	評価会議評価(二次評価)	町長評価(三次評価)
A		
要介護認定者が介護サービスを利用する際に必須である居宅サービス計画作成を担う町内の唯一の事業所として、計画のとおり事業を実施し目標を上回ることができた。		



継続/現状維持		
高齢化率が増加する見通しの中で、介護度の重度化を防止し、生活の質に配慮した居宅サービス計画の作成と生活支援を目的に事業を継続する。		

- ※展開方向の区分
- 継続/現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更
 - 終了 ○休止 ○廃止